

令和2年4月8日

東久留米市内の保育園・学童保育所等に
乳幼児・児童が在籍する保護者 各位

東久留米市子ども家庭部長 長澤 孝仁

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大防止に向けた登園・登所自粛の要請について

日頃より東久留米市の保育・学童保育行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

すでにご承知のこととは存じますが、本日から5月6日までの間、東京都をはじめ7都府県を対象地域として緊急事態宣言が発効され、これを受け、東京都では外出自粛要請を行っております。改めまして、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大防止に向けて、ご自宅で保育、監護が可能な場合は、登園・登所を控えていただきますよう、お願いいたします。なお、必要な方には、引き続き保育・育成支援を実施いたします。

また、東京都では、特別措置法に基づく使用の制限等（休業）を要請する対象施設について、明後日の10日に公表するとのことで、この措置を踏まえた上での本市における保育園・学童保育所等の対応につきましては、来週早々までにお示しいたします。

爆発的な感染拡大を防ぐためには、外出自粛要請等への全面的な協力、ひとり一人の行動変容が重要であるとのことであります。何卒ご理解賜り、登園・登所の自粛にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

※お問い合わせは

・認可保育園等に関すること

子ども家庭部子育て支援課

TEL 042-470-7745

・学童保育所に関すること

子ども家庭部児童青少年課

TEL 042-470-7736